

事前評価調書

I 事業概要	
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）
地区名	一般国道301号 <small>ひとくわだ</small> （一鍬田2工区）
事業箇所	<small>しんしろしひとくわだ</small> 新城市一鍬田地内
事業のあらまし	一般国道301号は、 <small>しずおかけん</small> 静岡県から <small>あいちけん</small> 愛知県豊田市を結ぶ幹線道路である。当該区間は沿線に住宅が並び、通学路にも指定されている。通学児童及び地域住民の歩行者動線となっているにも関わらず、片側（東側）のみの歩道であるため、本事業により両側歩道を設置し、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保を図るものである。
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 危険通学路の解消 ② 歩行者等の安全確保
事業費	事業費
	4.9億円 ■工事費 1.7億円、■用補費 2.4億円、■その他 0.8億円
事業期間	採択予定年度 2021年度 着工予定年度 2024年度 完成予定年度 2025年度
事業内容	歩道設置 L=0.72km（歩道幅員W=2.5m）
II 評価	
①事業の必要性	1) 必要性
	判定
②事業の実効性	1) 事業計画
	判定
2) 地元の合意形成	
III 対応方針	
A	

歩道が片側しか整備されていないため、通学児童を始めとした歩行者等の安全を確保するために歩道整備が必要である。

A ①A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。
B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

【理由】

通学路であり、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。

		2021	2022	2023	2024	2025	合計
工種区分	調査設計	←→					/
	用地補償		←→				
	工事				←→		
事業費（億円）		4.9					4.9

地元からの強い要望があり、事業の実施について地元との合意形成がなされている。

A ①A: 事業計画の実効性が期待できる。
B: 事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

地元からの要望であり、事業執行環境は整っており、事業の実効性が期待できる。

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

- ・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況